

証拠開示請求に対する検察官の証拠不存在の回答を認めた原決定が取り消され、差戻しがなされた事例

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和6年7月5日

【事件番号】 令和6年（く）第249号

【事件名】 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告事件

【裁判結果】 原決定取消し・差戻し

【参照法令】 刑事訴訟法316条の25・426条

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25621196

龍谷大学教授 齋藤 司

事実の概要

1 被告人は、強姦性交等致傷及び強要事件で起訴された。その公訴事実の要旨は、被告人が、①駐車中の自動車内において、Bに対し、暴行脅迫を加え、その反抗を著しく困難にして同人と性交等し、犯行に起因する重大な精神的ストレスにより、同人に全治不明の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の傷害を負わせ、②同日時・同場所において、Bを畏怖させて同意書を作成させて読み上げさせ、もって義務のないことを行わせたというものであった。

2 本件が公判前整理手続に付されたところ、弁護人は、被告人が暴行・脅迫をした事実はないとし、BがPTSDを負った事実及び被告人の行為との間の因果関係を争う、Bの司法面接に関わる証拠の伝聞例外該当性と信用性についても争うとの予定主張を示した。

その後、弁護人は、Bに対する警察官・検察官（検察事務官を含む）・臨床心理士・公認心理士による事情聴取や面談において各担当者が作成した事情聴取メモ等（事情聴取の際の録音録画記録媒体を含む）を証拠開示請求したところ、検察官から「該当する証拠は存在しない」旨の回答を受けたとして、裁定請求を行った（以下、「裁定請求①」とする）。

3 検察官は、上記開示請求に該当するメモとしては、すでに任意開示している警察官の捜査報告書2通がすべてとしていたが、その後、臨床心理士・公認心理士作成の「カウンセリング等実施結果報告書」を入手したとして、これを証拠請求するとともに弁護人に開示する旨の意見書を提

出した。これに対し、弁護人が上記捜査報告書や実施結果報告書の前提となったメモも存在するはずであると主張したところ、検察官は、上記捜査報告書に関するメモを追加で開示した上で、当該メモは改めて資料を整理している際に偶々発見されたが、それ以外のメモはすでに廃棄されたと説明した。

4 弁護人は、Bが被害直後にLINE電話により通話したWの供述録取書・Wの供述内容が記載された書面・録音録画媒体・事情聴取メモ、BとWとの電子メールやSNSにおける通信状況等が記載された捜査報告書等を証拠開示請求したところ、検察官から「該当する証拠は存在しない」旨の回答を受けたとして、裁定請求を行った（以下、「裁定請求②」とする）。

これに対し、検察官は、初動捜査時のBの精神状態が不安定で、Wの連絡先等の聴取をすることが困難であり、同人を特定できておらず、事情聴取を行った事実がないので、該当証拠は存在しないと回答した。

5 京都地裁は、検察官の主張通り、他に未開示の該当証拠が存在するとは認められないとして、裁定請求①②を棄却した（以下、「本件原決定」とする）。その理由の要旨は、下記のとおりである。

検察官が、未開示のものは不存在といったん回答した後、上記メモを開示した点を踏まえても、裁定請求①に対するその他の未開示証拠は存在しないとする検察官の主張が不合理なものとは言い難い。メモが廃棄された理由についての検察官の説明には一応理由があり、虚偽であることを疑わせる事情は見当たらない。Bの初期供述に関する

捜査が重要であって、一般的には捜査機関において被害直後に通話したとみられるWに接触すると考えられることは弁護人指摘のとおりであるが、BからWに関する事情聴取が困難であったという点も十分納得できるもので、裁定請求②の該当証拠が不存在であることについての検察官の説明が不自然・不合理なものとはいえない。裁定請求①②においては、証拠が不存在であることについて納得できる説明があるかどうかを判断すれば足りるというべきで、職権による捜査官の尋問を行う必要はない。

これに対し、弁護人は即時抗告を行った。

決定の要旨

「原決定を取り消し、本件をいずれも京都地方裁判所に差し戻す。」

「原決定は、裁定請求①に関し、未開示証拠は現に存在しないと主張する検察官の主張の当否はともかく、不合理ではない、とするが、現時点において、そのような判断ができるほどの資料が表れているとは考えられない。」

検察官が、本事件の中核証拠に据えているのは、被害から2か月以上後に実施されたBの司法面接動画で、それに先立つ事情聴取の資料として弁護人に開示されたのは、被害直後の事情聴取に係る捜査報告書とメモのみというのであるが、この間に何らの事情聴取も行われなかったとすれば、事案の性質や被害の重大さに照らし、かなり異例な捜査経過というべきである。しかるに、検察官の裁定請求①に対する意見や釈明では、そのような事態に至った事情が説明されていない。そうすると、メモが廃棄された理由についてはともかく、その余のメモ等が何ら残っていない事情に関しての検察官の説明が、納得できるとは到底いえない。また、請求後に報告書やメモが開示された経過に照らすと、検察庁に送付された一件記録のほかに、警察官の手元に残った資料が相当量存在し、検察官の問い合わせに応じて小出しにしていることが強く疑われるところ、公判前整理手続期日での検察官の説明は、警察官の手元に該当証拠が残っているとの疑念を払しょくするに足るものとはいえない。

さらに、当裁判所が、弁護人の前記予定主張を踏まえ、司法面接時のBの言動等について、改め

て検察官に釈明を求めたところ、検察官において、司法面接までの間に警察官がBと接触し、面談した事実があるとして、新たに司法警察員作成の「被害者の言動等時系列一覧の作成について」と題する捜査報告書の存在を明かし、これを弁護人に開示するに至った。また、当裁判所からの聴取に対し、検察官は、当該捜査報告書作成の元となる警察官作成のメモの一部が存在する旨も述べている。当該捜査報告書は、主張関連証拠である「Bに対する警察官の事情聴取、面談における担当者が作成したメモ」に該当すると解される上、事件発生から約3か月間のBに対する複数の警察官の接触状況やその際のBの言動が、日時を特定し、時系列に沿って詳細にまとめられたもので、事件発覚直後頃のBの様子を知り、その供述の信用性を検討する上で重要な証拠と思われる、開示の必要性が認められることはもとより、その作成時期、本件訴訟の争点及び証拠開示の経過に照らし、早期に開示されるのが当然の証拠と認められる。このような証拠が今になって開示されること自体、裁定請求①に際して他に未開示証拠は存在しないとした検察官の説明の誠実さを疑わせるものであるし、新たにメモの存在が確認されたとすれば、警察官の手元に該当証拠が残存しているとの懸念は一層強まった。

以上からすると、本件にあっては、原決定に先立ち、裁定請求①に関して未開示証拠はないとされていた検察官の説明は、結果として誤りであったというだけでなく、不合理であったといわねばならない。今後、検察官に対し、新たに開示された捜査報告書記載の警察官の接触状況等について、どのような資料が残されているかを改めて調査・報告させ、疑念が残る場合は事実取調べを通して裁判所自らその真偽を確かめるのであれば、未開示の証拠はもはやないと判断することはできない。原裁判所は、これら審理を尽くさないまま、不合理な検察官の説明をそのまま受け入れ、裁定請求①を棄却するに至ったもので、この判断を是認することはできない。

裁定請求②に係る未開示証拠が存在しないことに関する検察官の主張は、そのような事態もあり得なくはないといえるものであるが、事案の性質等に照らし、異例な事情であることは否定できず、疎明の資料もないのに鵜呑みにできるほど合理的ではない。検察官は、今般、裁定請求②に関連し

て、BとWとの間に送受信されたメッセージを内容とする報告書を追加開示するに至っており、前項のとおり、警察官の手元には本件に係る資料が相当数残存していることが強く懸念されることも併せると、裁定請求②に関しても、未開示の該当証拠の存否を改めて慎重に検討する必要が生じたといえる。してみると、原裁判所が裁定請求②を棄却したことについても、審理不尽の違法があるといわざるを得ない。

よって、原決定は、未開示の該当証拠の残存について十分な審理を尽くすことなく、合理性のない検察官の主張をそのまま受け入れ、裁定請求①②を棄却したものであって、その判断を是認することはできない。

判例の解説

一 問題の所在と本決定の意義

本件では、被告人側の証拠開示請求に対する、検察官による当該証拠は存在しない旨の主張に対する、裁定請求（刑訴法 316 条の 25）を受けた裁判所の判断のあり方が問題となっている。検察官により開示請求証拠の不存在の回答（以下、「不存在の回答」とする）がなされた場合、被告人側がその回答の当否を検討する手段がない（証拠不開示の理由告知については、刑訴規則 217 条の 24）。他方で、検察官が不存在と回答していたにもかかわらず、後に当該証拠の存在が明らかになる例も報告されていることもあって、本当に当該証拠が存在しないのか否かで紛糾が生じることがある。

現在は、被告人側による開示請求について手掛かりを与え証拠開示請求を円滑・迅速にすることを制度趣旨とする検察官保管証拠の一覧表の交付制度が存在するが、本決定は同制度が存在しても上記の問題は無くなっていないことを示唆するとともに、検察官による不存在の回答に関する判断のあり方を示す重要な意味を有する。

二 従来の裁判例の動向

検察官による不存在の回答の当否を判断した高裁レベルの裁判例では、基本的に 2 つのアプローチが採用されている¹⁾。

第 1 に、検察官の主張を主な検討対象としつつ、不存在の回答の真実性・信用性を疑うに足りる特段の事情がない限り、これを基本的に信用できる

ものとするアプローチである。

例えば、東京高決平 20・11・17（裁判所ウェブサイト）は、「本件請求に係る証拠が存在しない旨の検察官の回答は、自らの検察官としての立場、その職責の重さ等を十分に認識した上で、誠実に対処した結果なされたものであろうから、他にその回答の真実性を疑わしめるような状況が窺われない限り、信ずるに足るものであるというべき」とする。また、名古屋高決金沢支決平 21・4・14（裁判所ウェブサイト）も「検察官は、……既に開示済みの証拠以外には存在しないと回答しているところ、その回答は、……検察官の対応状況に照らし、特段不自然、不合理なものとはいえないから、検察官が既に開示する旨の回答をしたもの以外には存在しないものと認められる。そして、このことは、検察官が開示した書類に未開示のページや鑑定嘱託書があるからといって、左右されるものではない」とする²⁾。

第 2 に、当該証拠の性質、捜査等の具体的経過などの客観的状況も踏まえ、不存在の回答について、その信用性を検討するアプローチである。

例えば、大阪高決平 20・12・3（判タ 1292 号 150 頁）は、事件が現に継続中であるのに、開示請求された犯行現場や遺体をデジタルカメラで撮影した電磁データを捜査機関が消去したとする検察官の主張について、「通常考え難いことであって、裁判所としては、検察官の上記のような不合理な主張を容易に受け入れるべきではなく、検察官に対し、消去の経緯や時期、その理由などについて具体的な説明を求め、場合によっては担当者の証人尋問などの事実取調べを行うなどして事の真偽を確かめる必要があるというべき」とする。また、東京高決平 21・5・14（判タ 1342 号 63 頁）は、自動車運転過失傷害事件について、事故の目撃者、出動した消防署職員等に関する供述調書、同人らに関する取調べメモ等、被告人の取調べに関するメモ等の証拠開示請求に対する、検察官による不存在の回答について、「請求に係る証拠が存在しておかしくない証拠であれば、その存在しない理由（事情）等につき必要とする範囲で更に説明を求めるのが相当と思われる」としつつ、「当審における検察官の釈明内容等にもかんがみれば、弁護人の主張内容を踏まえても、なお、本件証拠が存在しないと考えるを得ず、原決定の判断が誤っているとはいえない。」とする³⁾。さら

に、大阪高決平 28・11・25（判例集未登載。LEX/DB25564305）は、事件に関する市営バスのドライブレコーダー映像が記録された DVD-R が 1 枚しか存在しないと検察官の回答について、他の市営バスのドライブレコーダーを見れば事案の真相解明が進む可能性の高いことが窺えるにもかかわらず、DVD-R1 枚で捜査機関が満足し、交通局にさらなる問い合わせをするなどの証拠収集をしなかったというのは、「その証拠価値の高さからすれば、直ちに納得のいくことではない」とし、検察官による不存在の回答について不自然・不合理な点は認められないとする原審の判断について、「必要な事実取調べを行って、検察官の意見書に係る主張の真偽を確かめないうまま、本件裁定請求を棄却したといわざるを得ないとする⁴⁾。

これらの裁判例は、遺体や犯行現場に関する写真のように「検察官の立証においても不可欠な、事件のまさに柱となるべき客観的証拠」⁵⁾ や事件の状況等に関するドライブレコーダーなどのように、証拠価値の高さや捜査状況などを踏まえて「存在しておかしくない証拠」であれば、その不存在の理由等について必要な範囲で説明を求め、さらに事実調べを行うべきとするものである⁶⁾。

三 本件原決定と本決定の論理

以上の裁判例の傾向を踏まえると、本件原決定と本決定の論理は次のように整理できよう。本件原決定は、検察官による不存在の回答について、「一応理由があり、納得できるものであって、それが虚偽であることを疑わせる事情は見当たらない」、「その当否は別として、一応理由があるものと認められ、それが虚偽であることを疑わせる事情が見当たらないなどと判断しており、上記の第 1 のアプローチを採用していると評価できる。

これに対し、本決定は、裁定請求①について、B の司法面接動画が基本事件の中核証拠であるとした上で、事案の性質や被害の重大さに照らして、すでに開示されている証拠しかないというのであれば、「かなり異例な捜査経過というべき」とし、検察官の主張に大きな疑問を示している。また、「事件発生から約 3 か月間の B に対する複数の警察官の接触状況やその際の B の言動が、日時を特定し、時系列に沿って詳細にまとめられたもので、事件発覚直後頃の B の様子を知り、その供述の信用性を検討する上で重要な証拠と思われる、開示の

必要性が認められることはもとより、その作成時期、本件訴訟の争点及び証拠開示の経過に照らし、早期に開示されるのが当然の証拠」である捜査報告書が、抗告審の段階で開示された事実から、検察官の主張への疑問などを認めている。また、本決定は、裁定請求②についても、「そのような事態もあり得なくはないといえるものであるが、事案の性質等に照らし、異例な事情であることは否定できず、疎明の資料もないのに鵜呑みにできるほど合理的ではない」とする。

これらの判断は、開示請求に関連する証拠の重要性、事案の性質などを踏まえ、「存在していてもおかしくない証拠」（本件捜査で証拠収集されていてもおかしくない）といえるかを検討しており、第 2 のアプローチを採用するものといえる。また、検察官の主張の当否を検討する際に、早期に開示されるのが当然の証拠が長期にわたり開示されなかった事情も踏まえ検討されている点も特徴である。もっとも、公判前整理手続の段階で証拠の立証上の位置づけの分析などを行うことが可能なか、さらに妥当なのかについては問題となろう。

本決定は、第 1 のアプローチを採る本件原決定について「未開示の該当証拠の残存について十分な審理を尽くすことなく、合理性のない検察官の主張をそのまま受け入れ」と厳しく批判しており、実務で第 2 のアプローチが採用されるべきとの方向性を示唆するものといえる。

●—注

- 1) 以前の裁判例の動向を分析したものと、齋藤司「証拠開示の運用と課題」刑弁 80 号（2014 年）147 頁以下。
- 2) その他の高裁レベルの裁判例として、広島高岡山支決平 21・1・6 裁判所ウェブサイト、広島高松江支決平 21・7・16 裁判所ウェブサイト。
- 3) 同決定に関する説明として、門野博『刑事裁判は生きていける——刑事事実認定の現在地』（日本評論社、2021 年）43 頁など。
- 4) 本決定の担当弁護士による解説として、池田良太「検察官の主張の真偽を確かめずにした裁定請求棄却決定が取り消された事例」刑弁 101 号（2020 年）55 頁以下。
- 5) 大阪高決平 20・12・3 に関する匿名コメント（判タ 1292 号（2009 年）151 頁）。
- 6) 捜査過程で作成されたメモの存否をめぐる証拠開示の裁定との関係で、名古屋高決平 23・12・6 判例集未登載など、複数の裁判例を検討するものとして、金岡繁裕「捜査過程で作成されたメモの存否をめぐる証拠裁定事件の審理と判断」刑弁 75 号（2013 年）89 頁以下。